

西日本工業大学 硬式野球部 後援会規約

第1条 (名称)

本会は、西日本工業大学硬式野球部後援会(以下「本会」という)と称する。

第2条 (所在地)

本会は、主たる活動場所を西日本工業大学に置く。

第3条 (目的)

本会は、西日本工業大学硬式野球部(以下「硬式野球部」という)の活動を推進援助するとともに、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第4条 (活動)

本会は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- 1 硬式野球部への財政援助
- 2 硬式野球部の活動へ寄付する事項
- 3 活動報告
- 4 総会および役員会の開催（総会は役員会に変更となる場合がある）
- 5 その他、目的達成の為に必要な活動

第5条 (会員)

- 1 本会の会員は、一般会員と法人会員とする。
- 2 入部した部員の保護者は、準会員とする。

第6条 (入会)

- 1 本会の趣旨に賛同し入会を申し込み、所定の手続きをした個人または法人とする。
- 2 入会の諾否は、役員会が決定する。

第7条 (退会)

- 1 会員は、退会届を会長に提出し任意に退会することができる。
- 2 会員は、会費の納入が1年以上ない場合、自動的に退会とする。
- 3 準会員は、部員の引退及び退部をもって自動的に退会とする。

第8条 (役員)

本会に次の役員をおく。

- | | |
|--------|----|
| 会長 | 1名 |
| 副会長 | 2名 |
| 事務局長 | 1名 |
| 事務局長補佐 | 1名 |
| 会計 | 1名 |
| 監事 | 2名 |

第9条 (役員を選出及び任期)

- 1 役員は、役員会において選出する。
- 2 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

第10条（会費）

会費は本会の運営にあてることとし、年会費は次の通りとする。

一般会員及び準会員：1口 5,000 円以上

法人会員：1口 10,000 円以上

第11条（会計年度及び会計監査）

- 1 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
- 2 会計責任者は、本会の経理につき年1回監事による監査を受け、その監査意見書を付して役員会に報告する。

第12条（規約の改廃）

本規約の改廃は、役員会において決定する。

第13条（補則）

本規約に定めなき事項については、役員会で決定する。

附 則

本規約は、令和4年12月1日から有効とする。